

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○議長（大島理森君） 富田茂之君。

〔富田茂之君登壇〕

○富田茂之君 公明党の富田茂之です。

ただいま議題となりました法律案につき、公明党を代表して、松野文部科学大臣、麻生財務大臣に質問いたします。（拍手）

安倍内閣総理大臣は、一月二十日の施政方針演説において、「どんなに貧しい家庭で育っても、夢をかなえることができる。そのためには、誰もが希望すれば、高校にも、専修学校、大学にも進学できる環境を整えなければなりません。」と指摘され、無利子奨学金の残存適格者の解消、成績要件の事実上撤廃、新所得連動返還型奨学金制度の導入、給付型奨学金制度の創設を宣言されました。

そもそも、現在の奨学金制度の原型は、一九四三年、昭和十八年に、後に第六十八代内閣総理大

臣になられた若き日の大平正芳大蔵省主計局主査が制度設計されたものです。大平元総理は、御自身が地元の篤志家の支援で大学に進学できた経験を踏まえ、育英事業を国が行う以上、本来、給付制にすべきと考えておられました。しかしながら、限られた財源のもと、当時の主計局長や文部省の意向もあり、できるだけ多くの人を対象にした貸与型にすることから日本の奨学金制度は始まりました。

衆議院予算委員会公聴会において、奨学金制度研究の第一人者である小林雅之東京大学教授は、今回の制度改正は、七十年余り続く学生への経済的支援制度の転換であり、画期的な制度の創設であると高く評価されました。

このような評価を受け、新所得連動返還型の有利子、既卒者への適用等を含め、今後の制度の充実に向けた文部科学大臣の御決意をお伺いいたします。

平成二十九年度予算並びに本法案が成立しますと、給付型奨学金が、平成二十九年度進学者は約二千八百人で、本格実施となる平成三十年進学者からは約二万人規模で実施されます。住民税非課税世帯から大学や専門学校などへの進学者のうち、高校など学校の推薦を受けた人に毎月二万円から四万円が給付されます。

規模が小さいとの批判もありますが、二〇一二年の東京大学の保護者調査によれば、経済的理由で四年制大学へ進学できなかった者は一・九万人とされています。小林教授も、住民税非課税世帯を対象とすることは、低所得層の進学を促すとい

う趣旨から見て非常に意味があると評価されています。

今回の制度設計は、貸与型から給付型への転換点として、十分進学の後押しになると考えます。

しかし、諸外国の代表的な給付型奨学金制度と比べると、給付額については、今後の検討課題として、さらなる拡充も望まれます。

例えば、アメリカのペル奨学金は、年間最大六十六・八万円、イギリスの生活費給付奨学金は、最大六十二・五万円となっております。

公明党のヒアリングにおいても、私立大学、専門学校の設定者から、年間の授業料、施設整備費等約百二十万円の半分程度の給付がないと、進学インセンティブとしては十分とは言えないとの意見がありました。児童養護施設出身の学生や生活保護世帯出身の学生からも、アルバイトや無利子奨学金に加えて、給付型として五万円の支給があれば、しっかり勉学に取り組みるとの切実な声がありました。

今後の給付額の拡充に向け、どのように取り組まれるのか、文部科学大臣の御決意を伺いたい。

また、給付額の拡充は、未来への投資として政府挙げて取り組むべき課題と考えますが、財務大臣の御所見を伺いたい。

公明党は、今回の制度設計に当たり、社会的養護を必要とする学生等に対する特別な配慮を要請いたしました。具体的には、一般学生への支給額に月額プラス一万円を提案しました。

児童養護施設退所者等については、大学等への入学とともに自立する必要があるため、生活のための

資金に加えて、大学等の入学金の負担が発生します。その際、一般の学生と違い、家族からの支援が困難な状況にあることは明らかです。

児童養護施設出身の子供の進学率が、平成二十六年四月の厚生労働省調査によれば、二二・六％。これに対し、文部科学省の平成二十七年度学校基本調査によれば、全世帯の大学等の進学率は七三・二％であり、児童養護施設退所者等への特別な配慮が望まれるところであります。

最終的に、文部科学省、財務省等との協議の結果、入学時に二十四万円を給付することといたしました。

厚生労働省の調査によると、児童養護施設出身者の進学先は、短期大学、専門学校等が大半であることがわかりました。これらの修学期間二年分、一カ月、一般学生への支給額プラス一万円相当で、合計二十四万円となります。

また、短期大学、平均二十四万五千七百八十三円、専門学校、平均十六万二千四百八十七円の入学金も、この追加給付で賄えることもわかりました。

安倍総理は、昨年三月二十九日の総理大臣会見において、家庭の経済事情に関係なく、希望すれば誰もが大学にも専修学校にも進学できるようにしなければなりません、本年から、児童養護施設や里親のもとで育った子供たちが進学した場合、毎月家賃相当額に加えて五万円の生活費を支給し、そして、卒業後、五年間仕事を続ければ、その返還を免除する新しい制度を始めました、本当に厳しい状況にある子供たちには、返還が要らなくな

る給付型の支援によってしっかりと手を差し伸べてまいりますと力強く宣言されました。

この厚生労働省の支援措置に加えての、給付型奨学金制度における入学時特別給付金の支給は、児童養護施設を退所した学生に対し、進学への大きな後押しになると確信します。

これら制度の組み合わせの教育的、社会的効果を、文部科学大臣はどのように考えられますか。公明党は、給付型奨学金の財源として、平成十六年度採用者から廃止になっている教育・研究職特別返還免除制度が、平成三十二年以降、毎年必要額が減少していき、最大約百五十億円の枠が生まれることに着目し、この枠百五十億円を活用すべきと提案しました。

最終的に、この枠の一部に加え、奨学金事業の見直し、既定経費の見直し等を加えて、平年度ベース約二百二十億円の必要財源を確保することとしました。

この奨学金事業の見直しとして、大学院業績優秀者免除制度を見直し、修士課程から博士課程へのシフトに伴う免除枠を活用することとさせていただきますが、大学院進学希望者の進学意欲を阻害するようなことにならないような配慮が望まれます。この点につき、文部科学大臣はどのように対応されようとしているのか、お聞かせ願いたい。

今後の給付型奨学金制度の安定的な運営のために、我が党が提案し、改正案第二十三条の二第一項に、学資支給基金を新たに設け、民間の寄附を可能としました。

この基金の充実、安定化に向けて、文部科学省

としてはどのように取り組んでいかれるのでしょうか。

基金の充実、安定化には、財務省の協力が不可欠です。財務大臣の御所見をお伺いします。

奨学金の拡充に伴い、多額の奨学金返還債務に苦しむ卒業生がふえたことも事実です。

小林教授は、どんなに立派な制度でも、利用する学生に趣旨が周知徹底できなければ意味がない、授業料減免や奨学金返済猶予の対象になるのに、制度を知らずに苦勞している人の事例を幾つも見てきた、必要な人に正確な情報を届けるために、国や高校、大学が果たすべき責任は大きい、情報格差の解消も奨学金改革の大きな柱なんだとインタビューに答えられています。

学生や保護者が奨学金を正しく理解し、安心して利用できるよう、スカラシップアドバイザーを派遣、わかりやすい資料の作成、配布や相談窓口の設置、制度の周知とときめ細やかな学生サポートを行うこととしていますが、大事な取り組みであると考えます。

さらに、減額返還制度について、減額幅の拡充を行うとともに、適用期間を延長することを検討しております。加えて、新所得連動返還型奨学金の導入に伴い、機関保証制度の保証料率を一五％程度引き下げることが検討しております。

しかし、マイナス金利が続く中、より一層の引き下げを検討すべきではないでしょうか。

昨年四月、都内に住む一人親世帯の私立大学四年生から、次のような要望をいただきました。

機関保証を利用する人は、身近に保証人や連帯

保証人になり得る人がいないので、やむを得ず機関保証を利用しているのです、にもかかわらず、現行の機関保証の保証料は高く、その金額は毎月の奨学金から差し引かれます、私の場合、月額五万四千円の奨学金から、毎月二千二百六十九円差し引かれています、たかが二千二百六十九円と感じると思いますが、学生が学生食堂で食事をすると考えた場合、一食三百二十円と仮定すると、約七食分の食事代を賄うことができます、このように、機関保証の利用者は、高過ぎる保証料によって学生生活が圧迫されてしまっているのです、機関保証の保証料の値下げを要望いたしますと。

一五%の引き下げでは、学食一食分にしかありません。経済的に困難な中、懸命に学んでいる学生の立場に立った保証料率の見直しを検討すべきと考えますが、文部科学大臣、いかがでしょうか。最後に、今回の制度設計に当たり、文部科学省、財務省等の担当の職員の皆様には大変な御苦労をおかけするとともに、大変お世話になりました。

皆様の努力を無にすることのないよう、公明党は、社会のための教育ではなく、教育のための社会の実現に向け、より一層努力することをお誓いし、私の質問を終わります。

ありがとうございます。（拍手）

〔国務大臣松野博一君登壇〕

○国務大臣（松野博一君） 富田議員から六つ質問がございました。

初めに、今後の奨学金制度の充実に向けた決意についてお尋ねがありました。

文部科学省では、これまで、貸与型の奨学金の

拡充により、大学等進学者の経済的負担の軽減に努めてきましたが、今般、誰もが希望すれば進学できる環境を整えるため、給付型奨学金の創設を含む奨学金制度の抜本的拡充を図ることといたしました。

給付型奨学金制度は、意欲と能力がありながら、経済的理由により進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しするため、我が国として初めて返還不要の給付型奨学金として創設するものです。

また、無利子奨学金については、住民税非課税世帯の子供たちに係る成績基準を実質的に撤廃するとともに、基準を満たしながら、予算上の制約により貸与を受けられなかった残存適格者を解消し、必要とする全ての学生が奨学金を受けられるようにしてまいります。

さらに、返還負担を大幅に軽減する所得連動返還型奨学金制度も来年度から導入することとしております。

所得連動返還型奨学金制度の有利子奨学金への導入については、返還者の所得が低く返還月額が低額となる場合、利息の支払いが増大し、返還が非常に長期にわたることが予想されることから、まずは無利子奨学金での運用状況を見つつ、導入に向けて検討を行うこととしております。

また、既に返還を開始している方への適用については、減額返還制度を拡充することにより負担軽減を図ることとし、返還月額を二分の一から例えば三分の一に減額し、より長い期間をかけて返還できる制度へ拡充するなど、返還が困難な方へのさらなる負担軽減策について検討を進めてまい

ります。

こうした一連の施策を進めることで、経済的に困難な状況にある子供の大学等への進学を大きく後押ししてまいります。

次に、給付額の拡充についてお尋ねがありました。

給付型奨学金の給付額については、学生生活費の実態を踏まえ、国公私立といった進学先や、自宅、自宅外といった通学形態の違い、また、対象とならない世帯との公平性等を考慮の上、月額二万円から四万円と設定しております。

加えて、児童養護施設の退所者など社会的養護が必要な学生については、入学金相当額として二十四万円の一時金を追加給付することとしてまいります。

また、今般、無利子奨学金についても、所得連動返還型奨学金制度を導入するなど負担軽減に努めており、進学に当たっては、給付型とあわせて無利子奨学金などを活用いただくことを想定してまいります。

給付型奨学金については、まずは制度を安定的に運用し、定着を図ることで、進学の後押し効果を十分に発揮することが重要であります。引き続き、高等教育の負担軽減を進めるべく、必要な財源を確保しつつ、しっかりと取り組んでまいります。

次に、児童養護施設退所者等への支援施策の教育的、社会的効果についてのお尋ねであります。今回の給付型奨学金においては、対象者の中でも特に経済的に厳しい、児童養護施設退所者や里親

出身者といった社会的養護を必要とする学生に対して特別な配慮を行うこととし、月額給付に加えて、入学金相当額として二十四万円の一時金を追加給付することとしております。

児童養護施設退所者等が大学等へ進学する場合、進学のための準備のみならず、自立のための生活基盤を整える必要があり、また、学生生活を送る上でも、保護者からの支援が見込めないことから、他の学生に比べ非常に大きな負担を伴います。

このような厳しい状況にあっても、厚生労働省の自立支援資金貸付事業による支援と給付型奨学金による支援とを組み合わせて利用していただくことにより、安定した生活基盤を築きながら、学生生活に必要な資金を賄うことができるようになるものと考えております。

厚生労働省と連携して、両制度の周知を図るとともに、両制度が相まって、進学の後押し効果を十分に発揮できるよう努めてまいります。

次に、財源確保のための奨学金事業の見直しについてお尋ねであります。奨学金制度については、給付型奨学金の創設や無利子奨学金の大幅な拡充などの抜本的な制度改正を行うことを踏まえ、奨学金制度全体を見直すこととしたところであり、より低所得の方や、より必要性の高い方への支援を厚くする観点から、現在、制度の見直しの検討を行っております。

具体的には、無利子奨学金について、比較的所得が高い世帯の学生については、所得に応じた貸与額を設定するとともに、大学院業績優秀者返還免除制度について、修士課程から博士課程の学生

へのシフトを図るなどの見直しを行うことを検討しております。

このうち、大学院業績優秀者返還免除制度については、博士課程進学者の減少が課題となつている現状を踏まえ、特に国立大学において、博士課程の学生への支援を相対的に厚くし、経済的負担の軽減の充実を図ろうとするものです。

国立大学の大学院進学者への支援については、あわせて授業料減免の拡充を図っており、来年度予算案においても、全体として経済的支援の充実が図られているものと考えております。

今後とも、こうした支援を通じて、我が国のあらゆる分野で活躍し、発展に貢献する中核的な人材を育成するとともに、大学院進学のインセンティブを高めることができるよう努めてまいります。

次に、学資支給基金の充実、安定化に向けた取り組みについてのお尋ねであります。給付型奨学金を安定的に運用し、毎年度確実な支給を可能とすることが必要であり、学資支給基金を充実、安定させることは極めて重要です。

このためには、一定の余裕金も含めた基金を造成し、年度を超えた弾力的な支出を可能とすることが求められ、平成二十九年予算案においては、二十九年先行実施の対象者二千八百人分について、在学期間分の支給額を見込んで七十億円を計上しております。

この学資支給基金には、毎年度、予算の範囲内において政府から補助する資金をもつて充てることとしていますが、民間企業や個人からの寄附など、政府以外の者から出捐も可能としております。

給付型奨学金制度を将来にわたって安定的に運用できるよう、政府として必要な規模の資金を確保していくことはもちろん、企業や個人からの寄附も促進しつつ、基金の充実、安定化を図ってまいりたいと考えております。

最後に、機関保証料率の引き下げについてお尋ねがありました。

来年度から無利子奨学金において導入する新たな所得連動返還型奨学金制度においては、所得が低い返還者は返還期間が長期化することから、人的保証である連帯保証人の返還能力が返還終了まで確保されないケースがふえることが懸念されるため、機関保証に移行するべきであることが有識者会議において示されており、その際、保証料の引き下げについてもあわせて検討するべきとされております。

文部科学省におきましては、有識者会議の議論を受けて関係機関と協議を行い、このたびの所得連動返還型奨学金制度の導入に合わせて、加入者数が増加することを前提に、二十五年後まで安定的に運用するためのシミュレーションを行った上で、機関保証の保証料率を〇・六九三%から〇・五八九%へと約一五%分引き下げることといたしました。

機関保証制度は、連帯保証人や保証人を立てることなく、学生みずからの意思と責任において大学等で学ぶことを可能にする制度であるとともに、奨学生全体で保証を分担するという互助的な仕組みであります。今後についても、機関保証制度の安定的運用を図りつつ、運用状況を見ながら、

適切な保証料となるよう検討を進めてまいりたいと考えております。（拍手）

てまいりたいと考えております。（拍手）

〔国務大臣麻生太郎君登壇〕

○国務大臣（麻生太郎君） 富田先生から、給付型奨学金について二問お尋ねがありました。

まず、給付型奨学金の給付額の拡充についてのお尋ねがあつております。

給付型奨学金制度の給付額につきましては、学生の生活費の実態を踏まえて、国立、公立、私立といった進学先の違いや、自宅また自宅以外といった通学形態の違い、また、給付の対象とならない世帯との公平性などを考慮の上、設定されたものと承知をいたしております。

今後につきましては、平成三十年度進学者から本格運用をしていくところであり、まずは、制度を当面安定的に運用し、定着を図ることで、後押し対策を十分に発揮することが重要であろうと考えております。

次に、給付型奨学金に係る学資支給基金の充実、安定化についてのお尋ねがあつております。

この学資支給基金につきましては、毎年度、予算の範囲内において政府から補助する資金をもつて充てることに加え、御指摘のように、民間企業からの寄附などを充てることも可能といたしております。なお、企業や個人からの寄附を促進するため、この基金も含め、奨学金事業を行う学校法人や公益法人などに対して寄附を行った場合、所得税や法人税を軽減しているところでもあります。こうした民間企業などからの寄附等の状況も踏まえつつ、制度を安定的に運用し、定着化を図つ